主

原判決中無罪の部分を除きその余を破棄する。

被告人Aを懲役六月に、被告人Bを懲役三月に、被告人Cを懲役四月に、被告人 Dを懲役五月に処する。

但し被告人B、同C、同Dに対してはこの裁判確定の日より夫々三年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用中原審証人Eに支給した分は被告人Bの負担とし、原審証人Fに支給した分は被告人A、同C、同Dの負担とし、爾余の原審証人(証人Gを除く)及び当審証人に支給した分は被告人四名の負担とする。

理由

本件各控訴の趣意は末尾に添付した弁護人井上英男同木村賢三共同名義及び弁護 人福井盛太同横田武共同名義の各控訴趣意書記載のとおりで、これに対し、当裁判 所は次のとおり判断する。

弁護人井上英男同木村賢三の控訴趣意について。

第六点 原判決冒頭には所論引用のとおり「被告人Aは太田市巡査部長、爾余の 各被告人は夫々太田市巡査としていずれも太田市警察署に勤務、同署刑事課に所属 し、司法警察員として犯罪を捜査すべき職務に専従しているもので、昭和二十七年 四月二十八日平和条約の発効するまでは、連合国占領軍憲兵隊長の日本警察官署に 対する指示命令により、犯罪捜査の専従職員として、日本人の連合国占領軍及びそ 別する相小印でにより、北非技量の寺に職員として、日本人の建口国口限業がらての要員に対する犯罪に関し、捜査を為すべき職責をも兼有していたもの」と判示しているところ、昭和二十年(西暦一九四五年)九月二日附降伏文書中には「日本国天皇及ビ日本帝国大本営ノ代表者ハ茲ニー切ノ官庁、陸海軍ノ職員ニ対シ、連合国最高司令官ガ本降伏実施ノ為適当ナリト認メテ自ラ発シ又ハ其ノ委任二基キ発セシ ムルー切ノ布告、命令及ビ指示ヲ遵守シ且之ヲ施行スルコトヲ命ジ……」とある し、同日附指令第一号附属一般命令第一号には「日本国ノ及ビ日本国ノ支配下ニ ル軍及び行政官憲並ニ私人ハ本命令及ビ爾後連合国最高司令官又ハ他ノ連合国軍官 憲ノ発スルー切ノ指示ニ誠実且迅速ニ服スルモノトス」と定めているのであるか ら、一私人といえども、連合国軍官憲の発する命令を遵守すべき義務を負うことがあるのは明らかである。しかし連合国軍官憲が日本国行政官庁に対し、何らかの指示命令を発するのも、多くの場合は、その行政官庁の本来の職務上の事項に関する ものであると考えられるし、殊に連合国軍がいわゆる間接統治方式を採用したこと を思えば、私人又は本来職務権限のない行政官庁に指示命令を与えるようなことは よほど特別な場合でなければ認められないものである。それ故連合国軍官憲の指示 命令に従わねばならぬからといつても、指示を受けた行政官庁の職務権限に属しな い事項については、特別の事由がない限り、他の権限ある行政官庁に指示するよう 要求することもできるし、右指示命令を本来の職務権限を有する行政官庁に伝達することもできるのであつて、必ずしも当該行政官庁自身に於て指示命令事項を実施 するを要しないわけである。又その指示命令を受けた行政官庁が当該事項について 権限を有する場合は、その指示命令を遵守すべきことはいうまでもないけれど、そ の場合においては、本来の権限に基いてその職務を執行すれば足りるわけであるか ら、当該行政官庁として特別に指示命令によつて権限を賦与せられたものではない のはもちろん、国内法上認められている職務権限を行使することによつて連合国軍 官憲の指示命令を遵守することができるのである。従つてその行為は特別な授権を 俟たないで国内法上適法な行為と認められるわけではあるが、その権限行使に当つ てはその職務執行について決して無制限なものでなく、国内法上のいろいろの拘束 を受けるのは当然の事というべきである。いゝかえるならば、与えられた指示、命 令を遵守する必要があるからといつても、国内法上の義務からすべて解放されてい るわけではなく、国内法上の職務執行に準じ、でき得る限り国内法規に則つてその 職務を執行すべき義務があるわけで、このような場合も亦国内法上の職務を行うと いうに該当するものといわなければならない。今これを本件についてみるに、被告人等はいずれも太田市警察署巡査又は同巡査部長として同警察署に勤務し、同署刑事課に所属し、司法警察員として犯罪捜査の職務に従事していたものである以上 は、H、·I、J等の群馬県邑楽郡a町所在米軍Kキヤンプ内の窃盗被疑事件やL M、G、F、N等の賍物故買及び昭和二十四年政令第三八九号違反被疑事件につい て日本国刑事訴訟法その他に関する法令に基いて、被疑者等に対する令状の執行を 初め事件の捜査全般に従事する職務を有することはいう迄もない。然るに被告人A 等太田市警察署員が右L、M、Gを逮捕したのは昭和二十五年十二月七日であり Fを逮捕したのは同月八日であり、Nを逮捕したのは同月九日であつて、しかも同

人等に対する太田簡易裁判所裁判官の逮捕状が発せられたのは同月十六時のある。 一方に対しては、 一方に対しては、 一方に対しては、 一方には、 一方に、 一方には、 一方に、 一方には、 一方に、 一方には、 一方に、 一方には、 一方には、

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)